豊かな十勝の未来のために
帯広信用金庫

年金優遇定期預金に関する追加規定

2026 年 9 月 1 日現在

１．追加規定の範囲

この追加規定は、年金受給者向け優遇金利定期預金（以下「年金優遇定期預金」といいます。）に関して、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）の追加規定として定めるものです。

２．年金優遇定期預金の条件等

(1)　この預金は、当金庫の口座で公的年金をお受取りのお客様がお申込みいただけます。
なお、公的年金の種類は当金庫が定めるもので、前月以前３カ月以内に振込実績があるものに限ります。

(2)　この預金の預入条件は次のとおりとします。
①　期間１年ものの定型方式で自動継続（元金継続）の取扱いとなります。
②　年金振込口座をお持ちの店舗でお申し込みいただけます。
③　お預入れの限度は、お一人様300万円以内となります。
④　適用利率（優遇金利）は、窓口および商品説明書にてお知らせします。

(3)　満期日の２カ月前に当金庫の口座への年金振込が継続されていることを確認させていただきます。
確認の結果にもとづき、自動継続後のこの預金のお取扱いは、次のとおりとさせていただきます。
①　年金振込が継続されていることを確認できた場合
自動継続後も優遇金利を適用します。
なお、適用金利は継続預入日時点で窓口および商品説明書にてお知らせする優遇金利とします。
②　年金振込が継続されていることが確認できない場合
自動継続後は優遇金利の適用を終了し、スーパー定期１年ものの店頭表示利率とします。

３．金融情勢等による取扱いの変更

(1)　当金庫は、金融情勢等により上乗せ利率または預入限度額を変更することがあります。
その場合、新利率等は次回の満期（継続預入）日から適用します。

(2)　当金庫は、金融情勢等により上乗せ金利の取扱いを中止することがあります。
その場合、次回の満期（継続預入）日をもって上乗せ金利の適用を終了します。

４．規定の変更等

当金庫は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化等の理由によりこの規定の各条項その他の条件を変更する必要がある場合その他の法令により認められる場合には、お客様に個別に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で周知することにより、合理的な範囲で任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上

（様式規 1624）